

松江市告示第 247 号

リハビリテーション専門職派遣事業実施要領（平成 30 年松江市告示 102 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>松江市<u>地域リハビリテーション活動</u> <u>支援事業実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この<u>要綱</u>は_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、松江市介護予 防・日常生活支援総合事業一般介護予防事 業実施要綱(平成 29 年松江市告示第 258 号。_____以下「一般介護予防事業実 施要綱」という。)第 5 条第 5 号に規定する</p>	<p>松江市リハビリテーション専門職派 遣事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この<u>要領</u>は、<u>介護保険法(平成 9 年 法律第 123 号。以下「法」という。)</u>第 11 5 条の 45 第 1 項に規定する<u>介護予防・日常 生活支援総合事業(以下「総合事業」とい う。)</u>の第 2 号に規定する被保険者(第一号 被保険者に限る。)の<u>要介護状態等になる ことの予防又は要介護状態等の軽減若し くは悪化の防止のため、松江市介護予防・ 日常生活支援総合事業実施要綱(松江市告 示 484 号平成 28 年 12 月 26 日告示)(以下 「総合事業実施要綱」という。)</u>第 4 条第 1 項第 2 号一般介護予防事業、松江市介護予 防・日常生活支援総合事業一般介護予防事 業実施要綱(松江市告示第 258 号平成 29 年 5 月 22 日告示)(以下「一般介護予防事業実 施要綱」という。)_ _____に規定する</p>

地域リハビリテーション活動支援事業(以下「この事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、総合事業の一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント、サービス担当者会議等の地域における介護予防の取組の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、法、松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年松江市告示484号。以下「総合事業実施要綱」という。)及び一般介護予防事業実施要綱において使用する用語の例による。

2 この要綱において「リハビリテーション専門職」とは、
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
をいう。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は松江市とする。ただし、次条各号に掲げる事業のうち、リハビリテーション専門職派遣事業については、リハビリテーション専門職が所属する市内の病院、介護事業所等への委託により実施するものとする。

2 前項ただし書の規定によりリハビリテーション専門職派遣事業の委託を受ける病院、介護事業所等(以下「派遣実施機関」

地域リハビリテーション活動支援事業
の実施に関し、
必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法、総合事業実施要綱

又は一般介護予防事業実施要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において「リハビリテーション専門職」とは、地域リハビリテーション活動における助言を行う理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等であって、市が第4条の規定により委託した事業所等に所属する者をいう。

という。)は、松江市との間に事業の実施手順、委託料その他の必要な事項について定める契約を締結しなければならない。

(事業内容)

第5条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域リハビリテーション活動支援事業の企画・連絡会の開催

(2) 地域リハビリテーション活動の推進に向けた研修会の開催

(3) リハビリテーション専門職派遣事業
リハビリテーション専門職を派遣して行う次の取組

ア なごやか寄り合い活動(松江市なごやか寄り合い活動支援事業実施要綱(平成29年松江市告示第257号)第2条に規定するなごやか寄り合い活動をいう。以下同じ。)等の住民主体の通いの場において行う、住民に対する介護予防に関する評価、指導及び助言

イ 介護職員等に対する介護予防に関する評価、指導及び助言

(実施項目)

第3条 この事業において実施する項目は、次に掲げるものとする。

(1) なごやか寄り合い等の地域住民の地域住民の通いの場並びに、住民への介護予防に関する評価、指導及び助言

(2) 介護職員等への介護予防に関する評価、指導及び助言

(事業の委託)

第4条 この事業は、リハビリテーション専門職が所属する市内の医療機関又は介護事業所等であって市が定める条件で実施可能なものに市が委託して行うものとする。

(利用対象者)

第5条 この事業を利用する者は、市内に住所を有する者で、市の介護保険の第1号被保険者とするものとする。

(利用申出等)

第6条 前条第3号のリハビリテーション専門職派遣事業を利用しようとする者は、市長に対しリハビリテーション専門職派遣事業利用申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、リハビリテーション専門職の派遣を決定したときは、当該申出を行った者
に対し、リハビリテーション専門職派遣事業利用決定通知書(様式第2号)を送付することにより、その旨を通知するものとする。

(実施方法)

第6条 リハビリテーション専門職の派遣申出をする者
は、市長に対し派遣申出書(I)(第1号様式)を提出する。

2 市長は、前項の申出内容を確認した後で、申出のあった対象者及び事業者等と可能な限り同一日常生活圏域エリアにあるリハビリテーション専門職が所属する医療機関・事業所等との間で、連絡調整を行う。

3 市長は、前項の連絡調整の後、委託する事業所等に対し、リハビリテーション専門職派遣依頼書(II)(第2号様式)を送付し、リハビリテーション専門職の派遣を依頼する。

4 前項により
、リハビリテーション専門職の派遣を依頼したときは、第1項により申出のあった者
に対し、リハビリテーション専門職派遣
決定通知書(第3号様式)を送付する。

5 リハビリテーション専門職は、対象者宅、地域の公民館・集会所又は事業所等へ赴き、対象者の病状、家屋構造・事業所の構造、介護力等を考慮しながら、基本的動作能力若しくは応用的操作能力又は社会的適応能力の回復を図るための評価、指導及び助言を行う。

6 前項のリハビリテーション専門職派遣のときは、対象者宅の訪問の場合においては

介護支援専門員、事業者等への訪問の場合においては施設職員が同伴するものとする。

(派遣時間)

第7条 派遣時間は、1時間程度とする。ただし移動に係る時間を除く。

(会議及び研修会の開催)

第8条 市及びリハビリテーション専門職は、連絡協議会の開催及び研修会を開催し、介護予防の取組を強化し、関係職種との連携を図り、この事業を推進するものとする。

(遵守事項)

第9条 リハビリテーション専門職は、その委託業務を行うにあたり利用者の人格を尊重するとともに、当該利用者及びその家族について知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 リハビリテーション専門職は、その委託業務を行うにあたり自己の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

3 リハビリテーション専門職は、派遣中に事故が発生した場合は、市及び当該利用者の家族等への必要な連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

リハビリテーション専門職派遣事業利用申請書
略

- 1 派遣目的：
 なごやか寄り合い活動等の住民主体の通いの場において行う、住民に対する介護予防に関する評価、指導及び助言
 介護職員等に対する介護予防に関する評価、指導及び助言
- 2・3 略
- 4 会場：
5 人数及び年代：
6 その他：
略

様式第2号(第6条関係) 略

略

リハビリテーション専門職派遣事業利用決定通知書
松江市長 氏名
年 月 日付けで、ご依頼いただきましたリハビリテーション専門職派遣事業について、下記のとおり利用が決定しましたので、通知します。

記

- 1～3 略
- 4 派遣目的：
 なごやか寄り合い活動等の住民主体の通いの場において行う、住民に対する介護予防に関する評価、指導及び助言
 介護職員等に対する介護予防に関する評価、指導及び助言

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

松江市長

リハビリテーション専門職派遣依頼書(I)
略

- 1 派遣目的：
 なごやか寄り合い等の住民主体の通いの場や、住民への介護予防に関する評価、指導および助言
 介護職員等への介護予防に関する評価、指導および助言
- 2・3 略
- 4 その他：
略

第2号様式 別紙のとおり

第3号様式(第6条関係) 略

略

リハビリテーション専門職派遣決定通知書
松江市長
年 月 日付けで、ご依頼いただきましたリハビリテーション専門職派遣事業について、下記のとおり派遣が決定しましたので、通知します。

記

- 1～3 略
- 4 派遣目的：
 なごやか寄り合い等の住民主体の通いの場や、住民への介護予防に関する評価、指導および助言
 介護職員等への介護予防に関する評価、指導および助言

<改正前>

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

リハビリテーション専門職派遣依頼書（Ⅱ）

松江市長

平素は、松江市の介護保険行政にご協力いただき有難うございます。
松江市のリハビリテーション専門職派遣事業実施要領第7条の規定により、関係書類を添えて派遣依頼します。

記

1 派遣希望専門職：

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士

2 派遣場所：

3 派遣依頼日時：

年 月 日（曜日）
時 分 ～ 時 分

4 派遣目的：

なごやか寄り合い等の地域住民の通いの場や、住民への介護予防に関する評価、指導および助言

介護職員等への介護予防に関する評価、指導および助言

5 担当者及び連絡先

団体名：

担当者名：

住所：〒 ー

電話番号：

FAX：

6 添付書類

(1) リハビリテーション専門職派遣依頼書（Ⅰ）（第1号様式）

(2) その他関係書類

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。